

2026年3月2日
推薦委員選挙告示第1号

全国運転代行共済協同組合
選挙管理委員長 岩瀬 達郎



推薦委員選挙の告示について

定款第32条および役員選任規約第3条の規定にもとづき、2026年に行う推薦委員選挙の立候補等の届出期間、選挙の方法、選挙権及び被選挙権、選挙期日を次のとおり定めましたので告示します。

記

1 立候補等の届出期間

- (1) 2026年3月2日から3月23日(必着)
- (2) 立候補または推薦の手続
選挙管理委員会が定める所定の立候補届または推薦届様式により選挙管理委員会に郵送または持参により提出願います。推薦届を提出するには被推薦者の同意があることを要します。
- (3) 選挙公報の発行及び原稿の提出期日
選挙区ごとに選挙公報を発行します。公報に自ら作成した原稿の掲載を希望する場合には、上記(1)の期日までに選挙公報掲載申請書を選挙管理委員会に郵送または持参により提出願います。
- (4) 各届出様式は、別紙にて同封しております(様式第3号推薦届は同封しておりませんので用紙を希望される方は事務局へ申請してください)。組合ホームページにも用意しております。
- (5) 各届出の提出先は、選挙管理委員会に送付願います。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-9-8 宝町千島ビル 3F
全国運転代行共済協同組合選挙管理委員会 宛

2 選挙の方法

選挙は、選挙区ごとに行い、候補者が定数を超えた場合は、投票によって行います。
なお、候補者が定数内のときは無投票当選となります。

3 投票の方法

候補者が定数を超えた場合の投票は、次の方法で行います。

(1) 投票の方法

投票用紙に選挙区ごとの候補者を3名連記する方式による選挙権者名を記名した上で投票する方法によります。総代が、選挙管理委員会の送付した投票用紙に記入し、投票所に配達日指定郵便で記入済みの投票用紙を送付することにより投票を行います。

(2) 投票の場所、投票期間

- ・投票の場所 任意の郵便局窓口またはポスト（選挙管理委員会にあてて投票用紙が封入された封書を配達日指定郵便により送付する方法によります。）
- ・投票の期間 2026年4月13日から4月18日までに郵送手続を行うものとします。配達日指定郵便を使用しないなどの理由により投票期日以外の日に配達されたものは無効とします。

(3) 投票期日 2026年4月23日(上記の投票期間内に投函してください)

(4) 投票用紙の再交付について

投票用紙および選挙公報が2026年4月8日までに到着しない場合には、選挙管理委員会に申し出て再交付を受けることができます。詳細については選挙管理委員会（組合事務局）にお問合せください。

4 選挙権及び被選挙権

(1) 選挙権

2026年3月2日現在の総代。ただし、開票時までに総代でなくなったことを確認された者を除く。

(2) 被選挙権

以下の①または②に該当する者とする。ただし、2026年3月2日以降総代でなくなった者を除く。

- ① 2026年3月2日現在の総代で、選挙告示に定められた届出期間内に推薦委員候補者として立候補した者。
- ② 2026年3月2日現在の総代で、選挙告示に定められた届出期間内に選挙権を有する総代5名から推薦委員候補者として推薦された者。

5 開票日 2026年4月23日

組合事務局において、選挙立会人の立会いのもとで選挙管理委員会が開票を行います。開票結果及び各総代の投票内容については、各総代に速やかに送付いたします。

[ご参考]

選挙区の区割り及び推薦委員定数（定款別表1による）

選挙区	都道府県名	選挙区	都道府県名	選挙区	都道府県名
1	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	2	東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	3	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

各選挙区の定数はいずれも3とする。

以 上